

介護サービス



令和3年8月
サービス分から

特定入所者介護サービス費の負担限度額が一部変わります

どんな制度？

所得の低い方が申請し認定を受けると、介護保険施設を利用する際の食費や居住費等の負担が軽減されます。

対象者

世帯全員（別世帯配偶者を含む）が住民税非課税で、かつ、預貯金等の金額が基準値以下の方

●食費の基準費用額は1日あたり1,445円へ変わります。

●変更があった項目のみ掲載

利用者負担段階		食費		
		施設サービス	短期入所サービス	
（別世帯全員が住民税非課税）	第2段階	その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人 かつ、※預貯金等の金額が650万円(夫婦で1,650万円)以下の人	390円/日	600円/日
	第3段階	その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 かつ、※預貯金等の金額が550万円(夫婦で1,550万円)以下の人	650円/日	1,000円/日
		その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円を超える人 かつ、※預貯金等の金額が500万円(夫婦で1,500万円)以下の人	1,360円/日	1,300円/日

※第2号被保険者は、全ての利用者負担段階で預貯金等の金額が1,000万円（夫婦で2,000万円）以下

高額介護サービス費の上限額が一部変わります

どんな制度？

同月内に受けた在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により市町が認めたときは超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

対象者

同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて65歳以上の方の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の方

1ヶ月あたりの上限が44,400円でしたが、区分が細分化され次のように変わります。

課税所得690万円以上の場合	140,100円/月
課税所得380万円以上～690万円未満の場合	93,000円/月
課税所得145万円以上～380万円未満の場合	44,400円/月（据え置き）

※制度の詳細は杵藤地区広域市町村圏組合のHPをご覧ください

詳しくは

杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 ☎0954-69-8221
健康課 ☎0954-23-9135